

# 平成17年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する 意見の募集について

## 1 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の指定計画書(案)を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表(環境省記者クラブ)
- ・資料の配付

### (2) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課、それぞれの鳥獣保護区を管轄する自然保護事務所及び支所で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

### (3) 意見提出期間

平成17年8月22日から9月21日まで(1ヶ月)

### (4) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

### (5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

## 2 意見募集の結果

・郵送によるもの	517通
・FAXによるもの	0通
・電子メールによるもの	1通
合計	518通

## 3 整理した意見総数

・指定計画書(案)に係るもの	2件
・指定計画書に係る意見以外の要望等	519件

## 平成17年度国指定鳥獣保護区の指定等に関する パブリックコメントの実施結果について

ご 意 見	対 応 方 針
<b>国指定宍道湖鳥獣保護区及び同宍道湖特別保護地区の指定について</b>	
<p>区域については、漁港等を除いて全て湖岸線とすべきである。その理由は以下の通り。</p> <p>宍道湖に飛来する渡り鳥（主としてスズガモ、キンクロハジロなど潜水性のカモ類）は、海岸から湖底に生息する底生生物をエサとしている。宍道湖ではこれら底生成物が最も豊富な水域が、湖岸から沖合50メートルの区域である。この水域が採餌場としてもっとも重要な区域であり、今回の特別保護地区の指定目的を担保する重要な区域である。</p> <p>今回これを除外される場合は、10年後の見直し時まで、区域が拡大できるよう関係機関と調整を行うこと。 (2件)</p> <p>普及啓発活動等に積極的に取り組むために、水鳥・湿地センター等の拠点施設を環境省が設置すること。</p> <p>建設場所としては、昨年指定の中海特別保護地区と宍道湖鳥獣保護区2つを管轄する松江市とすることが望ましい。 (2件)</p> <p>中海の堤防開削について、農林水産省、国土交通省、島根県及び鳥取県の4者が検討を行っているが、環境省においても、自然再生の観点から、堤防開削について積極的に働きかけること。 (517件)</p>	<p>宍道湖の湖岸沿いの浅場は、底生生物を餌とする鳥類の餌場となっていることから、斐伊川河口及び鳥類のねぐらとして重要な区域については、特別保護地区に指定することとしました。</p> <p>また、御指摘の湖岸から沖合50メートルの区域については、将来的に指定することができるよう関係機関と調整する考えです。</p> <p>拠点施設については、既に同様の機能を有する施設があること等を考慮して、必要性を含め検討すべき事項と考えています。</p> <p>中海の堤防開削については、これまでの経過を踏まえ関係機関及び関係地方自治体において環境保全の観点も含め様々な観点から協議・検討されていますので、これらの経過を注視していきたいと思えます。</p>

ご 意 見	対 応 方 針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定野付半島・野付湾鳥獣保護区及び同野付半島・野付湾特別保護地区の指定について</li> <li>・国指定風蓮湖鳥獣保護区風蓮湖特別保護地区の指定（区域の拡張）について</li> <li>・国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区及び同厚岸・別寒辺牛・霧多布特別保護地区の指定（区域の拡張）について</li> <li>・国指定最上川河口鳥獣保護区の指定について</li> <li>・国指定瓢湖鳥獣保護区及び同瓢湖特別保護地区の指定について</li> <li>・国指定湯湾岳鳥獣保護区湯湾岳特別保護地区の指定について</li> </ul>	
<p>意見はございませんでした。</p>	